

公共工事等の 適正な入札・契約

公共工事の入札及び契約の適正化の促進

●公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- ② 公正な競争の促進
- ③ 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
- ④ 適正な施工が見込まれない契約の締結（ダンピング受注）の防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第3条



●入札及び契約の適正化を図るための措置

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表
- ② 一般競争入札、総合評価落札方式等の適切な活用、苦情への適切な対応等
- ③ 談合情報、一括下請等違反行為への適切な対応、不正行為の排除のための捜査機関等との連携、不正行為への厳正な対応、発注者の談合関与防止
- ④ 適正な予定価格の設定、入札金額内訳書の提出、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用、発注者・受注者間の対等性確保、予定価格・低入札価格調査の基準価格等の事前公表禁止
- ⑤ 施工に必要な工期確保、施工時期の平準化、施工状況等の適切な評価、施工体制の把握、技能労働者の育成及び確保
- ⑥ 不良・不適格業者の排除、入札・契約のIT化推進 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

国家公務員の倫理等及び 事業者の皆様との応接等

職員は、国家公務員倫理法・倫理規程を遵守します。

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

【違反行為を行った職員に対する懲戒基準】

- ・ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること → 免職、停職、減給又は戒告
- ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること → 減給又は戒告
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けること → 免職、停職、減給又は戒告
- ・ 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること → 減給又は戒告

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者（裏面参照）の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし（接待）
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け

審査会HPはコチラ



※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページを御覧ください。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin.html>

利害関係があるとは・・・

あなたが、国家公務員が行う以下の事務の相手方である場合は、あなたは「利害関係者」です。

- ◆ 事業所管 ◆ 許認可 ◆ 補助金交付
- ◆ 立入検査、監査、監察 ◆ 不利益処分や行政指導 ◆ 契約 など

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

※事業者には、法人のほか国や地方公共団体などの団体や個人事業者も含まれます。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は・・・



公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

メールアドレス: rinrimail@jinji.go.jp

※通報した方の氏名等は窓口限りにとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないように万全を期しています。なお、匿名での通報も可能です。

公務員倫理ホットライン

検索

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和7年3月 国家公務員倫理審査会作成

国家公務員には秘密を守る義務があります。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、その目的を達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。

そこで、職員に対しサービス義務の一つとして守秘義務（国家公務員法第 100 条）を課しています。

守秘義務については、その性質上、退職後も課せられ、秘密を漏洩した場合は、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象になります。

農林水産省発注者綱紀保持規程第 6 条には、

「管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならない。当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。」と規程されています。

● 発注事務に係る秘密情報の例

- 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報
- 公表前における総合評価方式の技術点に関する情報
- 公表前における発注予定に関する情報（公表前の発注計画のほか、入札公告日、入札日、技術提案の課題を含む。）
- 公表前における入札参加者に関する情報
- 非公表の技術提案書（契約済みの技術提案書を含む。）

注 意

- 事業者（第三者）が秘密情報を聞きだそうとする行為は、**不当な働きかけに該当します。**

職員が事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応

○事業者等から職員に対する不当な働きかけとは

1. 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
2. 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
3. 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
4. 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
5. 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
6. 公表前における発注予定に関する情報聴取
7. 公表前における入札参加者に関する情報聴取
8. その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

注 意

○不当な働きかけの記録・公表

- 対面、郵送、電話等の手段にかかわらず不当な働きかけを受けた場合、
- これを拒否し、
 - その内容を記録し、
 - 各森林管理局の発注者綱紀保持委員会に報告します。
 - さらに、働きかけの日時、事業者名（氏名）、働きかけの内容を公表します。

自らが有利になるような依頼をしたり、非公表の情報を聞き出したりする行為は、不当な働きかけです。

予定価格等
公表前の発注情報
入札参加者

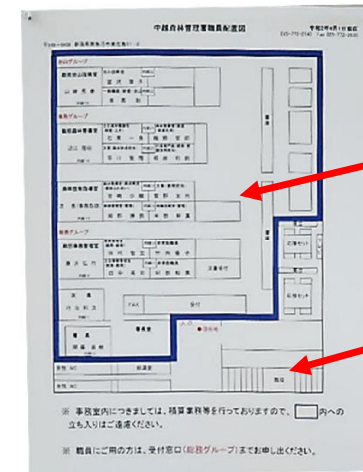


事業者の皆様との応接方法について

○「受付カウンター」でご用件を承ります。



○執務室への立入を制限する掲示、立入を制限する区域を表示した座席表を掲示しています。ご協力をお願いします。



立入を制限区域
を表示しています

受付

○打合せテーブルは、他の職員からも見えるオープンな場所に設置しています。複数の職員で対応します。



打合せテーブルに
「事業者の皆様へ～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～」
を掲示し、官製談合防止、不当な働きかけがあった場合の対応、
国家公務員倫理規程について、事業者の皆様にお知らせしています。

事業者の皆様へ

～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～



スライド
8

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が以下の行為に関わることは、法律で禁止されています。

①談合の明示的な指示

（具体例）・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

（具体例）・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

- （具体例）・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
- ・公表前の発注情報（入札実施予定）の教示、示唆
- ・入札参加希望者の教示、示唆
- ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆



④特定の談合の幫助

- （具体例）・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
- ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

※違反した職員は、**賄略を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により**失職します**。

※官製談合防止法は、一見すると公務員のみ適用され「事業者」には関係ない法律のように思われるかもしれませんが、刑法第65条第1項に「身分犯の共犯」についての定めがあり、「事業者」の社員が官製談合防止法第8条に違反した「職員」の共犯とされた判例もあります。
（名古屋地裁H29.2.21判決）

近畿中国森林管理局では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、受付窓口へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。



②事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応

- ・不当な働きかけとは、
予定価格を聞き出す行為 **入札参加者を聞き出す行為**
技術評価点を聞き出す行為 **公表前の発注情報等を聞き出す行為** などです。
- ・不当な働きかけがあった場合は、
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

○物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により、利害関係者のある事業者の皆様から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、車での送迎などサービスの提供を受けることや、一緒に麻雀・ゴルフ・旅行等をする事は禁止されています。

組織及び職員の法令違反や不正行為等に気付いたら 「内部通報等受付・相談窓口」に通報、相談してください！

内部通報制度とは？

- 内部通報制度は、組織及び職員の法令違反や不正行為などに関する情報を、通報者（職員、事業者等）から早期に入手することにより、通報者の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題解決を図る制度です。
- 通報者（職員、事業者等）の声に真摯に耳を傾け、疑義情報に適切に対応することで、職員のコンプライアンス意識の向上と組織内部の自浄作用を発揮させ、不祥事の発生を未然に防止し、公務に対する国民の信頼の確保につながります。

通報者の範囲

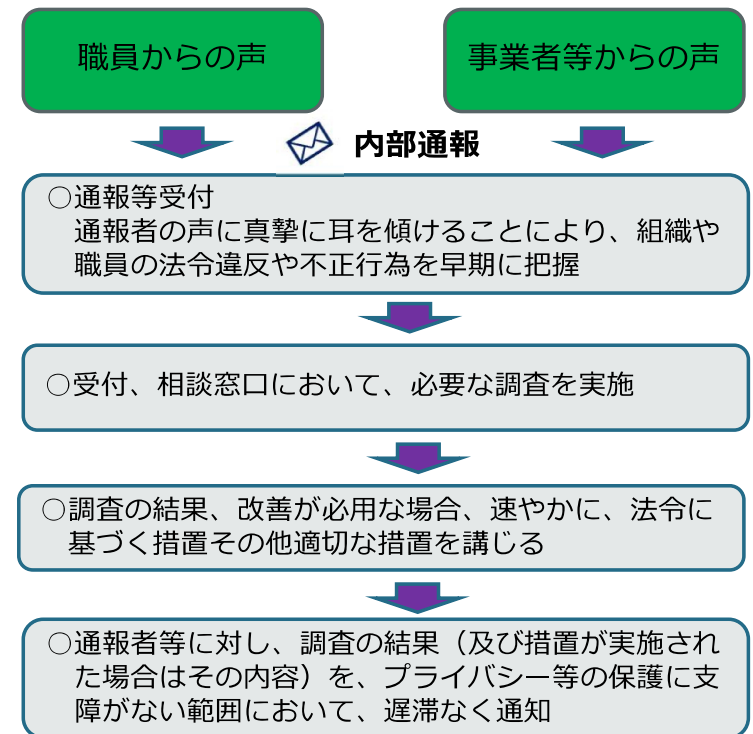
- ① 職員（非常勤職員を含む。）
- ② 農林水産省の契約先の事業者、理事、役員等、労働者
- ③ 上記①、②の退職者
- ④ 農林水産省の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

通報者の責務

- ① 通報等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的、その他の不正の目的で行ってはなりません。
- ② 通報等は、客観的事実に基づき、誠実に行わなければなりません。

通報等を行う職員、事業者等の皆様へ

- ① 通報者等の秘密は保持されます。
- ② 匿名の通報等についても受付をし、可能な限り適切に対応します。
- ③ 当該通報等をしたことをもって、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ④ 通報等の内容の正確な把握のため、個別担当員から再度連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 調査の結果、改善が必要とされる事実があると認められる場合は、適切な措置を講じます。



「内部通報等受付・相談窓口」、内部通報に必要な情報

通報に必要な情報

通報に適切に対処するため、できる限り以下の情報を提供してください。

- (1) 通報者の氏名
- (2) 通報者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等のいずれかの連絡先）
- (3) 法令違反（生じるおそれがある場合を含む）の概要
 - ① 発生又は発見した年月日
 - ② 発生又は発見した場所（森林管理署の名称など）
 - ③ どのような法令違反（又は行為）か
 - ④ 通報内容に関する書類、写真、音声など
- (4) 通報内容を知っている者が他にいるか
- (5) 通報等の理由
- (6) その他、気がついたこと ※ 匿名でも受け付けし、調査します。

省内目安箱（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
農林水産 事務次官	〒100-8950東京都千代田区霞が関1-2-1 (封筒に赤字で「省内目安箱」と記載してください。) Mail : syounai_meyasubako@maff.go.jp
内部受付・相談窓口（事前相談・通報窓口） 電話、郵便、電子メール、面会による受付	
林野庁林政課 ・人事管理班	〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1 Mail : rinya_naibutuuhoubox@maff.go.jp 電話 : 03-3502-8024
・監査室長	Mail : hokoku_madoguchi@maff.go.jp 電話 : 03-6744-2318
近畿中国森林管 理局 総務課	〒530-0042大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎 Mail : naibutsuho_kinchu@maff.go.jp 電話 : 06-6881-3416
外部受付・相談窓口（通報窓口） 郵便、電子メールによる受付	
〒100-0006東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館9階 渡邊総合法律事務所 農林水産省内部通報外部相談窓口 外部窓口個別担当員 弁護士 渡邊 敦子 Mail : nousuishou_gaibumadoguchi@aw-law.net	

どのような法令違反が考えられるか

- ・事業者から金品や物品（**手土産の茶菓子等含む**）の受領、接待を受けている。車での送迎など無償でのサービス提供を受けている。
- ・勤務時間中に職務外の行為をしている。
- ・特定の事業者からの入札に関する電話等での問合せに対し、個別に回答している。又は、予定価格を示唆するような言動をしている。未公表の発注予定を示唆している。
- ・不適切な監督及び検査を行うなど、特定の事業者等に利益又は不利益をもたらしている。
- ・工事が完成していない、委託調査の成果品が提出されていない、未竣工なのに完成届けを受理し、検査調書等を作成して支払いを行っている。行政文書の不適切な改ざん、破棄を行っている。

- 倫理法令違反。賄賂と認定された場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）。
- 国家公務員法（服務義務（勤務態度不良等））違反
- 国家公務員法（服務義務（情報漏洩））違反。公契約関係競売等妨害（刑法96の6）、入札談合等関与行為防止法違反、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）

国家公務員法（服務義務（公文書の不適正な取扱い））違反、虚偽公文書作成、同行使（刑法156、158）、賄賂を收受した場合は収賄罪（刑法197-1(ほか)）

事業者の皆様へ

談合、官製談合など不正行為の排除、
国家公務員の倫理の保持等について、
ご理解、ご協力をお願いします。